

賛助会員に関する規則

平成 29 年 3 月 9 日制定

(目的等)

第 1 条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の定款第 7 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員に関する事項を定め、本会の運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

2 賛助会員は、認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会、認定投資者保護団体又は投資信託委託業等に関係のある業務を営む法人であって、本会の目的に賛同しその活動に協力する。

(入会申込み)

第 2 条 賛助会員となろうとする者は、定款の施行に関する規則第 2 条第 3 項に規定する別紙様式第 2 号の入会申込書を提出し、入会の申込みをすることができる。

(入会の承認)

第 3 条 理事会は、前条に規定する書類を提出し、入会の申込みがあったときは、賛助会員として承認することができる。

ただし、定款第 9 条第 2 項に規定する入会拒否事由に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者はこの限りではない。

(1) 第 7 条第 1 号①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき

(2) 第 7 条第 2 号①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき

(会 費)

第 4 条 前条の規定により入会の承認を得た者は、総会が定める「入会金及び会費に関する規程」により会費を納入しなければならない。

(会員資格の発効)

第 5 条 賛助会員の資格は、理事会における入会の承認の日から発効する。

(退会等)

第 6 条 賛助会員が退会しようとするときは、事前に定款の施行に関する規則第 12 条第 1 項に規定する別紙様式第 42 号の会員退会届出書を提出しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 7 条 定款第 17 条第 2 項第 3 号に定める事由は、下記のとおりとする。

- (1) 反社会的勢力に該当し、又は次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④に準ずる行為

(規則の改正)

第8条 この規則は、理事会の議決を経て、改正することができる。

(細 則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から実施する。